

広情個審第60号
平成31年1月7日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年6月5日付け広企総第23号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第43号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年6月5日付け広企総第23号の諮問事案（諮問第43号事案）

平成27年3月30日付けの保有個人情報訂正請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年4月27日付け広企総第11号で行った保有個人情報不訂正決定通知に対する同年5月8日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報訂正請求に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った「意見書」の訂正請求に対し、実施機関が行った不訂正決定について、速やかに訂正請求に応じよというものである。

(2) 異議申立ての理由

訂正請求の指摘部分は客観的事実でなく措置請求に対する意見であるから訂正しないと通知書に書かれている。

措置請求は弁護士謝礼金についてのものであり、それ以外の意見（訴訟行為の妨害や提訴が不法行為との主張）は不要である。

措置請求に対する意見でないので、削除の必要がある。

まして客観的事実でないならば意見書に書くべきではない。

広島市企画総務局が申立人に対し措置請求以外の悪意あるたくらみがあると邪推し、それを意見書という公文書として作成し提出することは市職員が客観的事実なく根拠なく市民を不法行為をしたと侮辱したことであり許されない。

まさに広島市企画総務局が住民監査請求という制度を借りて原告の批判を行ったもので、彼らの行為は彼ら自身が思うとおり不当である。

また、意見の中に事実の誤認がある。

「被告ないし被控訴人である本市の訴訟行為を不当に侵害することにつながり、その防御方法を制約するおそれすらある」について、すべての訴訟は敗訴判決が確定しており、訴訟行為の制約の恐れはまったくない。

「不法行為（最三判昭63. 1. 26民集42巻1号1ページ参照）に当たることを自認しているともいえる。」と最高裁判所の判例を挙げ、申立人の行為を不法行為であるかのように書いているが、この判例は「上告人Yのした前訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとはいえず、したがって、被上告人Xに対する違法な行為であるとはいえないから、被上告人Xに対する不法行為になるものではないというべきである。」と提訴は不法行為ではないという判例である。

意見書のまとめの部分は、措置請求とは無関係であり、単に申立人を侮辱するために、客観的事実に反する前提や例示などによって作成されたものである。

これについて訂正する必要がある。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

保有個人情報の訂正請求は、開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに行うことができる（条例第22条第1項）。

この訂正請求の対象となる「事実」とは、客観的に判断することができる事項（氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等）をいうところ、本件保有個人情報訂正請求に係る保有個人情報（以下「訂正対象箇所」という。）の内容は、申立人が行った住民監査請求に対し監査委員から求められ示した実施機関としての認識を記載したものであって、客観的に判断することができる事項には該当しない。

したがって、本件保有個人情報不訂正決定に違法又は不当な事由は認められないことから、本件異議申立ては速やかに棄却されるべきである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第22条第1項は、「何人も、実施機関に対し、開示（…）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（…）の請求をすることができる。」と規定して

いる。ここでいう「事実」とは、氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等、客観的に判断することができる事項をいう。

申立人の訂正請求の対象は、「実施機関の意見」である。「実施機関の意見」は、客観的に判断することができる事項には該当せず、条例第22条第1項の規定に基づく訂正請求の対象とはならないと解される。

したがって、実施機関が不訂正とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 6. 5	広企総第23号の諮問を受理（諮問第43号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授